

第4回

応急手当普及員講習会



日 時：令和7年1月17日（金）、18日（土）、19日（日）9時～17時

※認定には、上記3日間のカリキュラムを受講することが必須になります。

場 所：島尻消防本部 2階講堂

募集人数：一般、事業所（保育施設、老健施設職員等） 計20名

受講料：無料

申込み方法等詳細は下記へお問い合わせください。

島尻消防本部 警防課 TEL：098-948-2512

【応急手当普及員とは??】

主として事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習及び救命入門コースの指導に従事する方をいいます。

簡単にいえば・・・

応急手当の インストラクター です！！

【どういう活動をするの??】

例えば、自分が勤めている職場（学校、事業所、保育園など）、又は自分が所属している自主防災組織や自治会等で、普通救命講習や救命入門コースを自主開催することができます。（修了証、参加証発行可能）

【メリットは??】

通常、消防職員が行う応急手当講習会にはいくつかの制限があります。

しかし、応急手当普及員ならその制限を受けることなく講習会を開催できるのです！！

例えば・・・

- 消防本部が行う講習会は「10時から17時の間で開催」と制限があるが、普及員なら各々のご都合の良い時間帯に合わせて開催可能です。
例) 業務上18時以降の夜間にしか従業員（職員）がそろわない事業所や、早朝にしか時間を取れない方など。
- 少人数で受講希望の際は、消防本部では条件が限られているが、普及員なら何名からでも講習会開催可能です。
例) 10名以内の少人数での受講希望や、職場等で大人数を集めて講習会を開催するのはスケジュール調整等が必要で、なかなかスムーズにいかない場合など。
→ 普及員がいれば、自らの都合で講習が行えるうえ、受講者人数の制限がなく勤務調整等が容易で、教育訓練がよりスムーズに実施できる。
- 最大のメリットは、各事業所や学校、防災組織などに普及員認定者が増えることにより、各々の組織の救命、防災に対する意識の向上や、企業防災力の強化、地域貢献力の向上に繋がります！！

【応急手当普及員に対するサポート】

応急手当普及員の資格を取得し、救命講習を行うにあたり必要な資機材を貸し出いたします。

- 心肺蘇生法用訓練人形（成人、小児、乳児）
- トレーニング用 AED
- 講習会用 DVD
- その他講習会に必要な資機材

※普及員の要望があれば、消防職員を派遣し講習会をサポートいたします。

※復習・予習のために、消防本部が開催する講習会等にいつでも参加できます。（見学のみも可）

【応急手当普及員の再講習】

応急手当普及員の有効期限は 3年間です。有効期限が切れる前に応急手当普及員講習（3時間）の受講が必要です。